

令和 8 年度第 1 回
東京都私立学校助成審議会
会議録

令和 8 年 5 月 21 日（木）
都庁第一本庁舎 42 階 特別会議室 B

午後 2 時00分開会

○服部私学部長 それでは、皆様おそろいですので、ただいまから令和 8 年度第 1 回「東京都私立学校助成審議会」を開会いたします。

私は、私学部長の服部でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様の改選に伴い、会長がまだ決まっておりませんので、お選びいただくまでの間、慣例によりまして、私が会の進行を務めさせていただきたいと存じます。

なお、本日は、2 名の委員にオンラインで御参加いただいております、ハイブリッド方式での実施でございます。

開会に当たりまして、傍聴人の皆様に一言申し上げます。

傍聴に当たりましては「東京都私立学校助成審議会の公開に関する要綱」の定めるところに従い、議事の進行を妨げることをないようにお願いいたします。

最初に、本日の資料の確認をさせていただきます。

○齋藤私学振興課長 私学振興課長の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日はペーパーレス会議のため、資料は、タブレット内に御用意しておりますが、画面での資料の確認が難しい場合は、紙の資料も用意しておりますので、遠慮なくお申し出いただければと思います。

それでは、お手元のタブレットを御覧ください。

本日は、資料を 1 つのファイルにまとめておりまして、1 ページ目の「会議次第」の下に記載のとおり「委員名簿」「諮問文の写し」「審議事項の説明資料」「学校種別配分方法」「令和 7 年度私立学校助成予算の執行状況」「令和 8 年度私立学校助成予算一覧」「東京都私立学校助成審議会条例他関係資料」の 7 点でございます。

また、オンライン参加の委員の皆様には、Teams の画面共有にて資料を表示いたします。

続きまして、タブレットの使用方法を御説明いたします。

タブレットの右上で同期と非同期を変更することができます。

同期が表示されている場合には、私の説明に合わせて資料が自動的に表示されます。

非同期が表示されている場合には、画面にタッチして、右から左にスライドしていただきますと、御自身で確認したいページを御覧いただけます。

また、画面表示の大きさを変更したい場合は、画面にタッチした指を広げたり、縮めたりしていただければ、拡大や縮小が可能です。

御不明点などがございましたら、職員が周りにおりますので、お声がけいただければと思います。

○服部私学部長 それでは、本日の出席委員について、事務局より報告をお願いいたします。

○齋藤私学振興課長 出席委員について、御報告申し上げます。

本日は、15 名の委員のうち、オンライン参加の委員も含め、12 名の委員が出席しております。

東京都私立学校助成審議会条例第7条第1項に定められております定足数に達しておりますので、本日の審議会は有効に成立していることを御報告いたします。

○服部私学部長 次に、委員の方々を御紹介させていただきます。

このたび、委員の改選があり、都議会議員の委員の方は令和7年11月から、学識経験の委員の方及び私学関係の委員の方は、本年5月からの任期となっております。

それでは、資料の委員名簿の記載順に御紹介いたします。

都議会議員の寺前ももこ委員でございます。

都議会議員の青木英太委員でございます。

都議会議員の北口つよし委員でございます。

都議会議員のせいの恵子委員でございます。

東京大学大学院教育学研究科・教育学部教授の勝野正章委員でございます。

オンラインで参加いただいております、独立行政法人男女共同参画機構理事長の大槻奈巳委員でございます。

株式会社中日新聞社東京新聞編集委員の増田恵美子委員でございます。

弁護士の掛川亜季委員でございます。

学校法人八雲学園理事長の近藤彰郎委員でございます。

学校法人富士見丘学園理事長の吉田晋委員でございます。

学校法人立教学院立教小学校校長の田代正行委員でございます。

オンラインで参加していただいております、学校法人慈光学園理事長の五島満委員でございます。

なお、都議会議員の風間ゆたか委員、明治大学文学部教授の加藤尚子委員、学校法人藤華学院理事長の嵯峨実允委員は、本日、都合により欠席されております。

続きまして、都側の出席者を紹介させていただきます。

古屋生活文化局長でございます。

樋口連携支援担当部長でございます。

齋藤私学振興課長でございます。

伊藤連携支援課長でございます。

岩下企画担当課長でございます。

大川人材支援担当課長でございます。

駒野事業調整担当課長でございます。

桜井私学振興課課長代理でございます。

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、当審議会の会長をお選びいただきたいと思います。

選出方法でございますが、東京都私立学校助成審議会条例第5条第2項により、会長は委員の互選とすると定められておりますので、どなたか御推薦をいただきたいと思います。

が、いかがでしょうか。

(近藤委員より挙手あり)

近藤委員、お願いします。

○近藤委員 近藤です。

教育行政に造詣の深い、勝野正章委員を本審議会の会長に推薦したいと思います。

○服部私学部長 ただいま近藤委員から、勝野委員を御推薦したいという御提案をいただきましたが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○服部私学部長 ありがとうございます。

勝野委員が会長に選任されました。

勝野会長、会長席に御移動の上、御着席をお願いいたします。

(勝野会長、会長席へ移動)

○服部私学部長 今後の議事につきましては、会長にお願いしたいと思います。

勝野会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○勝野会長 ただいま会長に御選出いただきました、勝野でございます。

会長就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

東京都の私立学校は、東京の教育をリードする質の高い教育を行い、東京の公教育において大変大きな役割を担っておられます。

本審議会は、その私立学校への補助金配分の基本方針や、私立学校の振興助成に関する重要事項について審議するものであり、その役割は極めて重要であると認識しております。

皆様の御協力を得まして、東京都の補助金が有効に活用され、私立学校の振興に役立つように審議を進めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、会長代理の選任に入らせていただきます。

東京都私立学校助成審議会条例第5条第4項によりますと、会長が指名することとなっておりますので、大変僭越ではございますが、私から指名させていただきたいと存じます。

会長代理は、近藤彰郎委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○勝野会長 ありがとうございます。

それでは、近藤委員、会長代理席までお願いいたします。

(近藤会長代理、会長代理席へ移動)

○勝野会長 それでは、近藤委員から御挨拶を頂戴いたします。

○近藤会長代理 皆さん、こんにちは。

ただいま会長代理に指名されました、近藤でございます。

会長を支えて、円滑にこの会議が進むように、協力していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○勝野会長 ありがとうございます。

それでは、古屋生活文化局長から御挨拶がございます。

お願いいたします。

○古屋局長 改めまして、生活文化局長の古屋でございます。

東京都私立学校助成審議会の開催に際しまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

委員の皆様方には、御多用中にもかかわらず、当審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。オンラインの先生方もありがとうございます。また、日頃より、東京都の私学行政に格別の御理解と御協力を賜りまして、この機会をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

東京の私立学校は、それぞれの建学の精神に基づく個性豊かな教育活動を展開されておられまして、公教育の担い手として、大変大きな役割を果たしておられます。

都は、その重要性に鑑みまして、私学振興を都政の最重要課題の一つとして位置づけまして、経常費補助をはじめとする私学助成事業を実施しているところでございます。今年度の都の私学助成予算は、総額で3000億円超を計上いたしておられまして、都としては、今後も引き続き、私立学校に対する振興施策の充実に努めてまいります。

本日は、私立学校の振興施策の基幹となり、今年度1300億円超を計上しております、経常費補助金の配分方針につきまして御審議いただき、答申を賜りたいと存じます。委員の皆様方には、ぜひとも活発な御議論をいただきますよう、お願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

○勝野会長 ありがとうございます。

それでは、これより、審議事項に移らせていただきます。

「令和8年度私立学校経常費補助金の配分方針について」を議題といたします。

当審議会に対しまして、令和8年5月14日付で、知事より「令和8年度私立学校経常費補助金の配分方針について」の諮問がございました。

本題につきまして、事務局から内容の説明をお願いいたします。

○齋藤私学振興課長 それでは、諮問内容の説明をさせていただきます。

資料の「令和8年度私立学校経常費補助金の配分方針」を御覧ください。

まず「1 目的」でございますが、私立学校経常費補助金は、教育条件の維持・向上、児童生徒等の修学上の経済的負担の軽減、さらに私立学校経営の健全性を高めることをもって、私立学校の健全な発達に資することを目的としています。次に「2 配分の考え方」でございますが「1 目的」を達成するため、配分の基準や評価の項目において、様々な要素を組み入れ、補助効果を最大にするように努めております。

2 ページ目に概観図をお示ししていますが、御覧のように、補助金は一般補助と特別補助の2つに分けて算定し、その合計額が各学校の補助額となります。まず、一般補助でございますが、これは各学校に共通した学校運営費を対象にしたもので、高等学校・中学校・小学校・幼稚園の学校種ごとに、学校割、学級割、教職員割及び生徒割の4つの区分の補

助単価を設定し、各学校の規模に応じて補助額を算定し、交付するものでございます。その際、各学校に一律に交付するのではなく、さきの補助目的を十分に勘案して、いくつかの評価項目を設け、その達成度に応じた評価を加味して配分することとしております。そのために、評価係数を設けておりますが、これにつきましては、後ほど説明させていただきます。次に、特別補助でございますが、特定の施策を実施するための配分でございます。各学校の取組の実績に応じて交付いたします。下段の表に記載のとおり、高等学校・中学校・小学校で7項目、幼稚園も7項目の事項について、実績に基づき、配分していくこととしております。

3ページでございます。それでは、経常費補助金の具体的な配分方法につきまして、学校種ごとに説明させていただきます。資料の「学校種別配分方法」を御覧いただきたいと思えます。「1 私立高等学校経常費補助」です。「(1) 一般補助」ですが「ア 補助単価」につきましては「(ア) 学校割単価」「(イ) 学級割単価及び生徒割単価」は、学校規模や学科の内容によって、御覧のように、単価の補正を行うこととしています。また「(ウ) 教職員割単価」は、記載のとおりとなっております。

次のページでございます。「イ 基礎数値」につきましては、御覧のとおりとなっております。「ウ 評価係数」でございますが、先ほども触れましたように、補助金を基礎数値だけを基に配分するのではなく、一定の評価基準を設けて、より補助の目的に沿った張りのある配分にしていこうとするものでございます。

5ページでございます。具体的には、5ページの表のとおり、評価要素としては、保護者負担、教育条件、財務状況がでございます。

次に、6ページ「(2) 特別補助」でございます。これは冒頭で触れましたように、基礎数値のみで配分するのではなく、各学校における取組を促したい事項について、プラスの配分を行うものであります。「ア 授業料減免制度」から8ページ目の「キ 体験学習等特色ある教育の取組補助」まで、対象項目は全部で7項目となっております。

さらに、9ページの(3)には、経常費補助の対象経費を記載しております。(4)は、特に「使途指定」といたしまして、補助金交付額の15%以上を「教育研究経費支出」及び「設備関係支出」に充てることとしております。これは、補助金が、補助目的本来の主旨に基づき、教育条件の維持・向上のために使用されることを目的とするものでございます。

10ページでございます。次に「2 私立中学校及び私立小学校経常費補助」についてでございます。基本的に配分方法については、高等学校と同様の仕組みでございますが、学校割単価の規模の区分については若干異なっておりまして、(1)の表のとおりとなっております。また「特別補助」につきましては、高等学校にあるもの全てが適用されるのではなく、(2)に記載のとおりとなっております。

「学校種別配分方法」11ページでございます。「3 私立幼稚園経常費補助」についてでございますが、こちらも、基本的な配分方法は、高等学校とほぼ同様の仕組みとなっております。

12ページでございます。評価係数の配点について、若干の違いがございます。

13ページでございます。「(2) 特別補助」でございますが「ア 地域教育事業」「ウ 満3才児受入れ」についてでございます。

14ページです。「エ ティーム保育推進」「カ 保育体験の受入れ」「キ 学校関係者評価補助」の各補助が、高等学校等と異なる点でございます。

15ページでございまして、(3)と(4)には、それぞれ「補助対象経費」と「使途制限」を記載しておりますが、こちらも高等学校とほぼ同様の内容となっております。

以上が、配分方法の全体像でございます。

最後に、令和8年度私立学校経常費補助金の配分方針(案)についてでございます。今年度につきましては「補助金の配分は適正化されており、現行の配分方針を維持する」こととお諮りいたします。

諮問内容については、以上でございます。

○勝野会長 どうもありがとうございました。

ただいま御説明いただきました内容につきまして、御質問、御意見などがございましたら、手を挙げてお知らせいただければと存じます。

また、オンライン参加の委員におかれましては「手を挙げる」ボタンにてお知らせいただけるよう、お願いいたします。

いかがでしょうか。

せいの委員、お願いいたします。

○せいの委員 御説明ありがとうございました。

経常費補助金の配分方針に関連いたしまして、意見を述べさせていただきます。

高校授業料の無償化で、子供たちが行きたい学校を選択しやすくなったことなどによって、私立高校の希望者が増加しているということがあると思います。私立学校の特色ある教育を受けたいと希望する生徒さんが選択しやすくなったことは、大変よかったと思っています。

一方で、希望者の増加というところでは、一部の学校では、定員超過をしてしまって、1クラスの人数が40人を大幅に超えていたり、クラス数が増え、特別教室で対応するような状況が生じていることも伺っております。こうした状況は、教育環境の悪化や教員の負担増を招くということと言うまでもないかと思います。

合格者のうち、何人が入学するか、また、合格者を何人にするかというのは、大変判断が難しいことでありますし、各学校の皆様も大変な御苦勞があるとも承知しておりますが、極力そうした状況が生じないようにお願いしたいと思います。

そして、経常費補助では、定員超過したら、補助を一部減額するというペナルティー制度がありますが、これは、都としても各学校がよりよい教育環境を実現できるような補助や支援を考えていただきたいと思います。

子供たちの後期中等教育を保障するために、どのようにしていけばいいのかというのは、

私立だけではなく、公立も含めて、全体で考えていかなければいけないところもありますし、私たちも、学校や保護者の皆様をはじめ、都民の皆様の御意見を伺いながら考えていきたいと思っています。

そして、公立の小中学校では、遅くとも2年後には全学年が35人学級になりますし、それに合わせた経常費補助も必要だと思っています。

私立学校では様々なお考えがあると思うのですが、35人学級でも多過ぎるというのが今の時代の流れにもなっておりますので、定員を減らせば授業料収入が減るとなってしまうわけですから、少人数学級にして、きめ細かい教育をしよう、教育条件を改善しようとしていただいている学校さん、また、していただく学校には、東京都としてぜひ手厚い支援や加点措置を行っていただきたいということをまず要望させていただきます。

○勝野会長 ありがとうございます。

では、御回答いただければと思います。

○齋藤私学振興課長 御意見ありがとうございます。

教育環境を整えるところは非常に重要なところでございますので、引き続き、学校さんと連携しながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○勝野会長 ありがとうございます。

では、続いて、ほかに御意見がありましたら、あるいは御質問がありましたら、お願いしたいと思いますので、いかがでしょうか。

○大槻委員 大槻なのですが、よろしいでしょうか。

○勝野会長 では、大槻委員、お願いいたします。

○大槻委員 まず「満3才児受入れ補助」ということで「満3才児の受入実績があった場合に別に定める額を補助する」ということなのですが、東京都としては、早いうちから教育の中に入れるのがいいとお考えなのか、この政策を進めていこうとされている理由をお話いただければと思います。

もう一個、学校の安全に関してなのですが、スライド8で、安全対応能力向上の取組と事故対応能力向上の取組の場合に該当するとなっているのですが、事故が起きてから何かやっても、厳しいことばかりなので、安全対応向上の取組をもう少し分厚くして、ここに学校安全マニュアルの策定、教職員の安全対応能力向上の取組及び生徒の安全対応能力向上の取組は、もちろんそうなのですが、ここはもうちょっと書き足して、本当に全ての学校が生徒の安全について考えるという方向に導いていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○勝野会長 ありがとうございます。

2点、御質問、御意見をいただいたところですが、御回答を事務局からお願いしてもよろしいでしょうか。

○齋藤私学振興課長 ありがとうございます。

満3歳児の受入れにつきましては、早くから受け入れていただくところについては、よ

いか、悪いかというところではありますが、待機児童の関係とか、様々あります。

満3歳児を受け入れていただいた園の体制整備も、しっかりとした体制で受け入れていただいて、お子様たちの教育環境といった取組も重要かと思っておりますので、こういったところについてはしっかりと補助をしていきたいというところで、昨年度御議論いただきながら、改善を図っているところでございます。引き続き、学校と連携しながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

また、安全対策でございますが、こちらは先生が御指摘のとおり、事故対応は、事故が起こってからではというところは、もちろん認識しているところでございます。

こうしたところについて、AEDの機器とか、そういったところをしっかりとやっていただいている学校には、やっていただく上で費用もかかると思いますので、そこをしっかりとやっていただく。

もちろん、100%というところも重要かと思いますが、着実に事故が起こらないような形で学校に対応いただけるように、引き続き、連携して取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○勝野会長 ありがとうございます。

五島委員でよろしかったですか。

お願いいたします。

○五島委員 今、先生から御指摘がございました満3歳児保育について、今、事務局からお話ございましたが、若干補足させていただきます。

数年前から始まっておる制度でございますが、いろいろな点で、早い時期からある程度の集団の生活や遊びの環境に慣れていくという目的が一つあったこともございます。

そして、これは、運営上の事情から申し上げて恐縮でございますが、現在、東京都様では、保育所の無償化も行われている中、幼稚園の教育資源を生かしていくためにも、3歳になったら、すぐに幼稚園に御入園いただけるような形で、昨今は誰でも通園制度も施行されまして、そういったこととも少しずつ連動していくこととなりますが、そのような事情の中で、幼稚園は、3歳になったら、すぐにお子様を受け入れられる体制をこのように構築いただいております。補助をつけていただいておりますところは、運営上でも大変ありがたいことといただいているところでございます。

以上、簡単でございますが、補足でございます。

○大槻委員 ありがとうございます。

○勝野会長 ありがとうございます。

幼稚園の側からの御意見をいただきました。

それでは、ほかに御質問、御意見はいかがでしょうか。

増田委員、お願いいたします。

○増田委員 すごく素朴なお尋ねなのですが、16ページの配分方針のところ「補助金の

配分は適正化されており」とあるのですが、適正化されていると判断しているのは都側かと思うのですが、これは学校側も異存がないと。この１年間で何ら不満や質問とか、大きなものはなかったということなののでしょうか。

この１年間だけでも、経済状況や教育をめぐる環境とかも大きく変わっていると思うのですが、その点をお聞きしたいと思います。

○勝野会長 では、まず、事務局、お願いしてよろしいでしょうか。

○齋藤私学振興課長 事務局といたしましては、学校からは、昨年、様々な御要望とかをいただいたりしております。

一方で、経常費補助だけではなく、個別に補助をしたり、そういったこととかをやらせていただいて、御意見を承りながら取り組んでいるところでございます。

一方で、後ほど御説明させていただくところでございますが、予算につきまして、執行をしっかりとやらせていただいて、学校にしっかりと補助金が届くような形で取り組んできたところでございます。

○増田委員 ありがとうございます。

○勝野会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

○増田委員 はい。

○勝野会長 ありがとうございます。

では、続けて、何かございましたら、お願いいたします。

特にはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

御意見、御質問も併せて頂戴してまいりました。

教育条件・環境の整備が大変重要であるという御指摘もいただきましたし、また、満３歳児受入れについてとか、安全対策、特に予防面をしっかりとしていきたいという御意見も頂戴したかと思います。

そうしたいいただいた御意見も踏まえまして、答申としては、知事の諮問どおり配分することが適当であるとまとめさせていただければと考えておりますが、それで御異議などはありませんでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○勝野会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

事務局には、これから答申書の作成をお願いしたいと思います。

答申書につきましては、報告事項の質疑終了後にお渡しすることとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。

「令和７年度私立学校助成予算の執行状況について」及び「令和８年度私立学校助成予

算について」を一括して事務局より報告していただきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○齋藤私学振興課長 それでは、報告事項につきまして説明させていただきます。

報告事項資料1「令和7年度私立学校助成予算の執行状況」を御覧ください。

令和7年度に執行いたしました私立学校助成事業につきまして、おおむねその性格ごとに「学校運営」「保護者負担軽減」「教職員の福利厚生等」という3つの区分で、2ページにわたりまして記載しております。このうち「学校運営」については、さらに補助の性格ごとに「経常費補助」「運営費補助」「施設・設備等補助」「その他補助」という4つの区分で記載しております。表頭にありますとおり、それぞれ予算現額、執行見込額、残額、執行率の順に数値を記載しております。なお、執行見込額につきましては、本年3月31日時点の集計数字で、決算値として確定した数値ではないことを御了承願います。

それでは、まず、1ページの「学校運営」について御説明いたします。「経常費補助」は、私学助成全体の約2分の1を占める基幹的補助でございます。1～6までの小計欄にありますように、予算現額は1338億5800万余円、執行率は99.9%となっております。続いて「運営費補助」は、7～12までの小計欄にありますように、予算現額は23億9800万余円、執行率は96.5%となっております。「施設・設備等補助」は、13～19までの小計欄にありますように、予算現額は93億500万余円、執行率は93.7%となっています。

2ページになりますが「その他補助」は、さきの「経常費補助」「運営費補助」「施設・設備等補助」以外の補助ですが、20～25までの小計欄にありますように、予算現額は、172億8600万余円、執行率は98.0%となっています。次に、中段の「保護者負担軽減」ですが、26～35までになります。合計額ですが、小計欄のとおり、予算現額1136億6000万余円、執行率は90.3%となっております。110億円ほどの残額が生じていますが、主なものとしては、27の「私立高等学校等特別奨学金補助」でございます。本補助は、私立高等学校等に通う都民の授業料負担を軽減するため、国の就学支援金等と合わせて、都内平均授業料額まで補助するものでございます。国制度の所得制限が事実上撤廃され、就学支援金制度の対象が拡大となったことに伴い、私立高等学校等特別奨学金の支給額が減少したため、約67億円の残額が生じたものでございます。最後に、下段を御覧ください。「教職員の福利厚生等」でございます。下から2段目、小計欄にありますとおり、予算現額62億2700万余円に対し、執行率は96.3%となっております。以上、令和7年度の私立学校助成予算につきましては、基幹的補助であります経常費補助を中心に、着実な執行に努めました結果、2ページ一番下の合計欄にありますとおり、全体で執行率95.6%となっているところでございます。

続きまして、報告事項資料2「令和8年度私立学校助成予算一覧」を御覧ください。

1～3ページにかけて、先ほどと同様の区分で一覧にしております。予算額の大きなものを中心に説明させていただきます。

まず、1ページに記載の「学校運営」に関する「経常費補助」でございます。1～4までの高等学校・中学・小学校・幼稚園の経常費補助は、私学助成の柱となる補助であるこ

とから、当審議会におきまして、毎年度、その配分方針についてお諮りしているものでございます。高等学校・中学校・小学校の経常費補助については、公立学校の決算値を基礎に、学校として必要な標準的運営費を算出し、その2分の1を補助額として予算を計上しております。これは、私立学校も、公立学校と同様に都民の公教育を担っておりますことから、公私間で一定のバランスをもって公費負担をしていくべきとの考え方に立っているものでございます。なお、幼稚園につきましては、標準となるべき公立幼稚園が少ないという実情を踏まえまして、学校法人立幼稚園の決算値と公立教員に適用されている給料表を基に、標準的運営費を算出し、同じく、その2分の1を補助額として予算計上しております。表の上段にありますように、高・中・小・幼稚園の予算額合計は1373億7900万余円で、前年度比で約61億7600万円、率にして4.7%の増となっております。

次に、2ページ上段に記載の「施設・設備等補助」を御覧ください。13の「私立学校安全対策促進事業費補助」についてでございますが、本補助は、私立学校における耐震工事、非構造部材対策工事等に要する経費を補助するものでございます。今年度より、暑さ対策に資する備品等の購入に対する補助を新設したことなどに伴い、前年度比11.0%の増となっております。次に、2ページ下段に記載の「その他補助」を御覧ください。21の「私立学校グローバル人材育成支援事業費補助」についてでございますが、本補助は、海外留学の参加費用、外国語指導助手の活用、教員の海外研修派遣及び英語力向上のための外部検定試験に係る費用の一部を補助するものでございます。過去実績に基づく精査による対象生徒数の増などにより、前年度比で16.6%の増となっております。また、22の「私立学校教育課題解決促進事業費補助」についてでございますが、私立学校でいじめ防止対策推進法に基づく調査を行う際に、学校に対し、弁護士等の第三者を加えた調査組織の設置等に係る経費を補助するものでございます。今年度の新設した補助であり、5000万円の予算を計上しております。さらに、23の「私立幼稚園等施設型給付費負担金等」についてでございますが、本補助は、子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園等に対して、区市町村が支給する施設型給付費等の一部を負担するものでございますが、子ども・子育て支援新制度に移行する見込みの幼稚園数が増えたことなどにより、前年度比で8.4%の増となっております。学校運営に関する予算額は、2ページ一番下の小計欄にございますように、1694億5300万余円で、前年度比で5.1%の増となっております。

次に、3ページを御覧ください。「保護者負担軽減」に関する事業でございます。27の「私立高等学校等就学支援金等」ですが、都内に居住する都内の私立高等学校等に通う日本国籍の生徒等の保護者の経済的負担を軽減するために、授業料の一部を助成するものでございます。こちらは、所得制限が撤廃されたことや、支給金額が拡大したことなどに伴い、前年度比で269.9%の増となっております。28の「私立高等学校等特別奨学金補助」ですが、私立高等学校等に通う都民の授業料負担を軽減するため、授業料の一部を補助するものでございます。こちらは、国の就学支援金の支給額が拡充されたことで、就学支援金額と都内私立高等学校の平均授業料との差が縮小されたことによる単価の減により、前年度比で

87.5%の減となっております。31「私立中学校等授業料保護者負担軽減臨時特別事業費補助」についてでございますが、私立中学校等特別奨学金の対象者に、授業料の一部を補助するものでございます。今年度、新たに臨時的に補助するものであり、14億4100万余円の予算を計上しております。32「私立小中学校等給食費等負担軽減区市町村補助」につきましては、私立小中学校等に通う児童・生徒の保護者に対し、区市町村が給食費相当額の補助を実施する場合に、必要な経費の一部を補助するものでございます。こちらも今年度の新設した補助事業であり、15億1300万余円の予算を計上しております。保護者負担軽減に関する予算額は、3ページ中段の小計欄にございますように、1273億5700万余円で、前年度比で10.3%の増となっております。最後に「教職員の福利厚生等」でございます。41「私立学校教員向け奨学金返還支援事業費補助」につきましては、若者の経済的負担の軽減と、東京の教育を支える人材の確保を推進するために、都内の私立学校に採用された教員の奨学金返還を支援するものでございます。今年度新設した補助であり、7300万余円の予算を計上しております。教職員の福利厚生等に関する予算額は、3ページ下から2行目の小計欄にございますように、64億6100万余円となっております。学校運営、保護者負担軽減及び教職員の福利厚生等を合計いたしますと、3ページの一番下の合計欄のとおり、私学助成予算の合計は、3032億7200万余円で、令和7年度予算額と比較して約201億9900万円、7.1%の増となっております。

以上により、令和7年度の執行状況と令和8年度予算措置の状況について、御報告させていただきます。

○勝野会長　ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見を頂戴できればと思います。

御質問、御意見がありましたら、手を挙げてお知らせください。

また、オンライン参加の委員におかれましては「手を挙げる」ボタンにてお知らせいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

掛川委員、よろしくお願いいたします。

○掛川委員　掛川でございます。

御説明ありがとうございました。

少し御質問させていただきたいのですが、執行状況の8番の「私立幼稚園特別支援教育事業費補助」とか、17番の「私立幼稚園等環境整備費補助」、18番の「認定こども園整備費等補助」などのところで、私立幼稚園と認定こども園の予算の執行状況が、ほかのものに比べると若干パーセントが落ちているように思うのですが、その要因はどんなことがあるのか、教えていただければと思います。

○勝野会長　では、事務局、御回答をお願いできますでしょうか。

○齋藤私学振興課長　ありがとうございます。

執行状況は80%台でございますが、予算要求時について、実績額に基づいて積算してご

ざいました。

一方で、申請が想定よりも下回っていたところもございまして、若干数字が落ちているところもございます。

○掛川委員 ありがとうございます。

○勝野会長 よろしいですか。

○掛川委員 はい。大丈夫です。

○勝野会長 では、続いて、何か御意見、御質問を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

せいの委員、お願いいたします。

○せいの委員 私立学校助成予算について、保護者の負担軽減という側面から意見を言わせていただければと思っております。

国が高校無償化において、授業料の補助の増額と所得制限の撤廃に踏み切ったことが大きな前進となりましたが、東京都の財政にとっては、これまで都が独自予算で賄ってきた負担軽減策の財源が国費へ移行することによって、大幅に軽減されたという結果になりました。

私は、国によって制度が担保されて、都の独自予算に余裕が生じた今だからこそ、この浮いた財源を入学金や施設維持費、教育の充実費といった、依然として保護者の重い負担となっている授業料以外の学納金の軽減に振り向けていくべきではないかと考えています。

物価高の影響も、今、本当に大きくなっていまして、入学金や施設維持費、教育充実費といった授業料以外の学納金の負担は依然として重いというのが保護者の体感するところで、まだまだ公私間の実質的な負担の格差も大きいのが現状だと思います。

これに対して、まずは保護者に、直接助成である授業料軽減助成金を柔軟にしてほしいという声も伺っております。

現在の制度では、実際の授業料が都の上限額を下回っていた場合でも、その余った枠を施設維持費など、他の学納金に充当したり、振替をすることは認められておりません。

上限額の範囲内であれば、こういう入学金や施設維持費に対しても柔軟に助成対象が広げられるように、実態に即した制度の弾力化の検討をぜひお願いしたいと思っています。

さらに、保護者の負担をこれ以上増やさないということと、学校法人の経営基盤を支える経常費補助金が果たす役割は、これまで以上に重要になってくると思います。

せっかく行きたい学校を選べるという環境が整いつつある今だからこそ、保護者への直接の助成の柔軟化と学校への経常費補助の拡充の両面で、実効性のある負担軽減策を構築していただきたいと要望しまして、発言といたします。

○勝野会長 ありがとうございます。

ただいまの御意見につきましては、事務局からお願いいたします。

○齋藤私学振興課長 御意見として承りまして、様々な角度から考えていきたいと思います。

以上でございます。

○勝野会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、質疑応答時間は、ここまでとさせていただきたいと思います。

今回、委員の先生方からも大変重要な貴重な御質問、御意見、御提言をいただきましたので、都におかれましては、私立学校の振興に、今後もそうした御意見も踏まえて、しっかりと取り組んでいただけるよう、私からもお願いしたいと思います。

以上で、少し時間は早いのですが、本日の議事内容は終了となります。

先ほど審議いただきました、知事からの諮問事項に対する答申書の準備はよろしいでしょうか。

そちらは、もう出来上がっているということですので、私からお渡しさせていただきたいと思います。

また、事務局は、答申書の画面への表示をお願いいたします。

ただいまタブレットのほうにも答申書が表示されているかと思います。

(勝野会長より古屋局長へ答申書手交)

○勝野会長 では、ここで、古屋生活文化局長から御挨拶を頂戴いたします。

○古屋局長 ただいま令和8年度の私立学校経常費補助金につきまして、答申をいただいたところでございます。

委員の皆様方には、お忙しい中、御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

ただいまいただきました答申に基づきまして、私立学校教育の振興に向けて、適切な執行に努めてまいる所存でございます。

委員の皆様方には、今後とも、東京都の私学行政に対しまして格別の御協力を賜りますよう、お願い申し上げまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○勝野会長 どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了になります。

委員の皆様には、長時間にわたっての御審議、大変お疲れさまでございました。

なお、議事録の取りまとめにつきましては、私と会長代理に御一任いただければと存じます。

それでは、これで本日の審議会を終わります。どうもありがとうございました。

午後2時52分閉会